

事前意見一覧

	入力者種別	意見の種別	内容	回答	
1	1人目	市内宿泊事業者	特別徴収事務や負担軽減に関すること	とにかく徴収者に負担が掛からないようにお願いします。 不要なアプリの導入や機器の導入などが発生するのは本当に嫌です。他地域の徴収方法を見て、良い点も悪い点も参考にして、よく体制を整えた上で実行可能であれば良いかと思います。	現在、低廉な価格帯の宿泊に対する負担軽減として免税点の導入も検討しております。免税点を導入する場合、従来案よりも徴収に係るお手間が増える可能性もありますが、引き続き可能な限り簡素な制度設計とすることを前提に検討してまいります。また申告・納入の方法については、他市事例も参考に、電子申告も可能とするなど、できる限り負担の少ない方法を想定しています。徴収実務のイメージについては、別紙5をご参照ください。
2	2人目	市内宿泊事業者	目的・使途に関すること	使途に関して、関連事業者の要望に応える形でより具体化していただきありがとうございます。 ただ、やはりどれもまだまだ曖昧感がぬぐえません。 第一に、それぞれの事業の予算は確認できないのでしょうか。必要な見込み金額と共に各事業をリストアップしていただけないのでしょうか。今春の説明会では、まず税収が確保できてから支出を考える、それが役所の仕事の進め方だ(議会での議論が必要だ)、といったような説明がありました。それでは何も進みません。優先順位はひとまず保留にするにしても、各事業の見込み額は確認ができるはずですが、いかがでしょうか。	事業を予算化するには観光を取り巻く状況や求められる施策は常に変化するため、活用する事業は毎年度検討し、決定する必要があると考えております。また、予算化には市議会での議決を得る必要がございます。これまでお示した宿泊税の使途案については現段階で想定されるものを例示しており、宿泊事業者の皆様のご意見を取り入れながらより良い使途案となるよう検討を進めている状況です。今後とも関係者の皆様との協力を大切にしたい取り組みを進めてまいります。
3	2人目	市内宿泊事業者	目的・使途に関すること	第二に、宿泊税を導入している他の先行自治体で、各事業を行ったところ実際に観光客数や宿泊者数が増加している、または満足度が上昇した、などの例はありませんか。今春の説明会で同じ質問をさせていただいた際に、そういった例は無い(九州の自治体に視察行った際に、観光客から町がきれいになったねと言われたという程度)とのことでした。それから半年以上の期間がありました。状況に変化はありましたか。	令和7年12月11日に開催した宿泊税に関するセミナーで講師から宿泊税導入自治体について宿泊者数の推移も順調である旨ご紹介いただきました。詳細は別紙1をご参照ください。また、宿泊税導入により活用された使途に関し各自治体において公表されておりますのでご参照ください。 京都市：https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000275019.html 金沢市：https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/shiminzeika/gyomuannai/1/4/9196.html 倶知安町：https://www.town.kutchan.hokkaido.jp/town_administration/AccommodationTax/3474/ 福岡市：https://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/kankou-s/life/syuku_shito.html 北九州市：https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/09600275.html 長崎市：https://www.city.nagasaki.lg.jp/page/5644.html
4	2人目	市内宿泊事業者	目的・使途に関すること	第三に、現在も伊勢市の予算で観光関連事業が行われていると思いますが、宿泊税導入後も市の観光関連事業の予算額はそのまま継続されるのでしょうか。宿泊税が導入されることによってこれまでの市の観光関連予算が削られる(いわゆる予算の付け替え)ことはないのでしょうか。また、現在の観光関連予算はいくらで、これだけでは足りないから宿泊税が必要だ、という形でご説明いただくことはできませんか。	観光を取り巻く状況や求められる施策は常に変化中、本市においても毎年度、既存の観光事業の内容を見直し、取捨選択を行いながら観光施策を実施しております。 生産年齢人口の減少や高齢化による社会保障関係経費の増加など、行政運営を取り巻く環境が厳しさを増す中、今後も持続可能な観光地であり続けるためにも宿泊客を増やし、観光による好循環を目指す必要があると考えております。 なお、宿泊税については行政以外の第三者も含めた組織で具体的な使い道の検討や事業検証を行うことを想定しております。
5	2人目	市内宿泊事業者	特別徴収事務や負担軽減に関すること	添付された資料では事業所の自己負担軽減策が示されていませんでしたが、次回説明会ではご説明頂けるのでしょうか。 正直なところ、事業所の自己負担がなければ宿泊税導入に反対する事業所はそこまで多くないと思います。しかし実際には軽くない金銭的自己負担が発生するので本当に宿泊税が必要なのか、本当に観光集客に有効かという懐疑的な意見になってしまいます。	これまでに実施した説明会やパブリックコメント、意見交換会等でのご意見を踏まえ、全国事例も参考にしながら、宿泊税システム整備費補助金の柔軟な運用や、徴収に関する負担感を考慮した見直し、低廉な価格帯の宿泊に対する負担軽減として免税点の導入を検討しております。
6	2人目	市内宿泊事業者	その他：宿泊税以外の税収について	宿泊税でなければならない理由をご教示願います。今春の説明会で、宿泊税の代わりに市営駐車場料金の増額は不可かとの質問に、不可、理由は次回説明することだったが、引き続きご対応をお願いします。 宿泊税関連では市の当局と事業所間でうまく進んでいるという印象はありませんが、この機会により深く議論を重ねて、宿泊税にこだわらず伊勢市にとって最もいい形のものを作れば良いと思います。	令和6年度に開催した宿泊税検討委員会において他の財源も比較検討した結果、市としては新たな安定的な観光財源として宿泊税の導入が妥当であることを基本的な方針としており、宿泊税を導入することを前提に使途や特別徴収義務者の負担軽減等を検討している状況です。比較検討時の資料については別紙2のとおりです。(1回、2回検討委員会の資料抜粋)。また、内宮周辺の市営駐車場については、イベント開催時の駐車場不足等の交通課題に対応するため、駐車場のあり方について複数年をかけ検討してきており、現在新たな駐車場建設や駐車料金の見直しについても検討を進めている状況ですので、宿泊税とは分けて検討を進めております。 新たな観光財源の確保については継続して研究を進める必要がありますので、更に観光施策を拡充するためにもご意見を伺いたいと考えております。
7	3人目	市内宿泊事業者	特別徴収事務や負担軽減に関すること	問題点1 ・負担が大きい 私が運営している民泊は、すべてネット予約(OTA)である。 現在利用しているOTAでは別途、宿泊税を徴収するシステムがない。 また、チェックイン、チェックアウトはセルフ方式のため、直接対面することもない。 そのため、宿泊税は売上から支払う必要がある。 ●宿泊税の支払い例 運営している民泊では、1棟貸し1泊15,000円で5人宿泊するケースが多い。 すると宿泊税は、200円×5人=1,000円となる。 15,000円の売上に対して、宿泊税は、6.7%の負担となる。 また、経費や所得税、住民税、社会保険、国民年金、消費税を引いた可処分所得に対する宿泊税の割合は、約10%の割合となる。	宿泊税の徴収のタイミングについては、宿泊施設での精算時に現地で徴収する、予約時の事前決済の際に宿泊料金と併せて徴収するなど、宿泊事業者の徴収しやすい方法により徴収いただくこととなりますが、非対面の施設ですと、予約時にOTAを通じて宿泊料金と併せて徴収いただくやり方が現実的な方法かと存じます。 その場合であっても、宿泊事業者はあくまで宿泊税をお預かりいただく「特別徴収義務者」であり、税をご負担いただくのは宿泊者となります。 販売価格の設定については各事業者様の経営判断となりますが、宿泊税は、本来宿泊料金とは別に宿泊者から徴収していただくものですので、OTA等を通じて宿泊税を事前決済される場合は、あらかじめ「宿泊税相当額(およびそれに伴うOTA手数料分)」を宿泊料金に算入して販売価格を設定いただく等、ご検討をお願いします。

	入力者種別	意見の種別	内容	回答	
8	3人目	市内宿泊事業者	特別徴収事務や負担軽減に関する こと	問題点2 ・宿泊税の手数料について 利用している OTA は、booking.com で 12%の手数料、Airbnb で 18%の手数料がかかる。 200 円×12%=24 円 200 円×18%=36 円 この手数料は、だれが負担するのか。	OTAサイトで宿泊料金と併せて宿泊税を徴収する場合、システム上の制約等もあり、現状では宿泊税を含めた総額に対して手数料が発生するものと承知しております。 当該OTA手数料は宿泊事業者とOTAとの契約に基づくものであり、宿泊事業者のご負担になるものと認識しております。 これまでも市からOTAに対して預り金である宿泊税を手数料の対象外とするよう、働きかけも行いましたが、対応は難しいと回答されております。市としては、今後もOTAに働きかけを行うとともに特別徴収義務者の負担軽減策についても、今回の意見交換でのご意見も参考にしながら、改めて市の支援策をお示しいたごと考えております。
9	3人目	市内宿泊事業者	特別徴収事務や負担軽減に関する こと	問題点3 ・事務作業が多くなる。 民泊では、2 か月に一度、国籍別の宿泊客数、宿泊日、宿泊日数を報告する義務があります。 宿泊税が導入されると、それに加えて、毎月、別のシステムに宿泊人数を報告して振込までをする手間が発生します。新しいシステムの使い方を覚えて、毎月、銀行へ振込もする。 一つでも、ミスがあれば罰金または禁錮刑が科されて、前科がつくこととなります。	宿泊税が導入された場合、申告は紙申告、eTAXIによる電子申告、市の電子申請フォームによる電子申告の3つの方法を想定しています。申告・納入の方法については、他市事例も参考に、できる限り負担の少ない方法を検討します。 なお、導入された場合は、先行市と同様、一定の要件（宿泊者が一定数以下である、滞納がないなど）を満たす宿泊事業者は申告を3ヵ月ごととする特例を設ける予定です。 法令上の罰則規定は、あくまで「悪質な隠蔽や意図的な脱税」を対象としたものであり、事務的なミスや、制度の不慣れによる不備に対して、直ちに罰則を適用するような意図はございません。 まずは本市の担当者が確認のご連絡を差し上げ、修正をお願いするなど、適正な申告の支援をしたいと考えています。
10	3人目	市内宿泊事業者	特別徴収事務や負担軽減に関する こと	問題点4 ・売上計算が複雑すぎる 宿泊税は売上に計上しないことと説明されました。 例えば、15,000 円の宿泊代金振込があり、1,000 円の宿泊税を納める場合、14,000 円の売上となるのでしょうか？それとも 1,000 円に対する手数料も含めて、減額するのでしょうか？ 手数料も含めて減額する場合、利用している OTA によって手数料が違うので、別々に計算する必要があります。 booking.com では、1,120 円の宿泊税 Airbnb では、1,180 円の宿泊税 これらの減額を別々に計算して売上を計算する必要があります。 計算にミスが発生すれば、税務署からの指摘を受けて追加の加算税を支払う必要があります。さらに証拠として提示するための計算式の根拠も残しておく必要があります。	ご質問の例の場合、売上は14,000円となります。 宿泊税は預り金であるため売上には含まれません。 宿泊料金と宿泊税を併せて徴収する場合、会計上の売上は「販売価格（総額）」から「宿泊税額」を差し引いた金額となります。 宿泊税分にかかるOTA手数料は、会計上、経費（販売手数料等）として処理していただくものと想定しております。
11	3人目	市内宿泊事業者	特別徴収事務や負担軽減に関する こと	問題点5 ・そもそも宿泊税を徴収してまで観光客を増やす必要があるのか。 宿泊税を導入して、観光客が多い京都市では、オーバーツーリズム（観光公害）となり市民生活に多大な影響を与えていることは有名です。 伊勢市で宿泊税を導入して観光客を増やせば、伊勢神宮の内宮、外宮周辺は交通渋滞や治安の悪化が間違いなく起こります。 内宮近くには、三重県営体育館や陸上競技場があり伊勢市民の文化・スポーツ交流の中心地となっています。 外宮近くには、伊勢市役所をはじめ、重要な役所が集中しています。 このような重要な場所が、オーバーツーリズムによって、伊勢市民が容易に行くことができなくなってしまいます。そのような状態になることを伊勢市民は望んでいません。 観光客が増えれば宿泊費が必ず高騰します。すると日本人は、宿泊することができず、外国人ばかりの観光客となるでしょう。 日本で一番重要な神社と言っても過言ではない伊勢神宮に日本人が宿泊できないような場所にしてしまっはけません。 12月11日のセミナーで、「観光客が増えても税収が多くなるわけではない。清掃などの負担で財政が圧迫される」と話をしていました。では、なぜ観光客を増やす必要があるのでしょうか。伊勢市の観光業がそれほど衰退しているとは思えません。 平日のおはらい町に先日行きましたが、かなりの人でにぎわっており、駐車場もほとんどが満車でした。 伊勢市民は、観光客をこれ以上増やすことを望んでいません	宿泊税は、観光関連予算を市民の税負担だけでなく宿泊者の皆さまにも一定の負担をお願いすることで、観光客の増加や地域の魅力向上だけでなく、住む人も訪れる人も快適に過ごせる環境づくりを目的として導入を検討しています。 宿泊税の導入による観光振興は、単に観光客数を増やすことではなく、例えば観光を通じて本市の歴史文化を理解いただくような方を積極的に誘客し、宿泊や長期滞在を通じて地域にとっても良い影響を与えることを目指す姿と考えております。市内滞在価値を高めるとともに宿泊者を増やし、住む人も訪れる人も満足いただけるような持続可能な観光によるまちづくりを進めたいと考えております。
12	4人目	市内宿泊事業者	特別徴収事務や負担軽減に関する こと	市税を代行徴収するのであれば、宿泊者への案内文(多言語)、連番式の領収書を各施設に配布してください サイトの予約時では、サイト側に交渉したが、徴収は不可能です	宿泊者向けの広報に関しては、他自治体の取り組み例も参考としながら、導入までの間にしっかりと周知を行ってまいります。 領収書については、現在お使いの領収書の余白に、宿泊税の金額を追記またはスタンプ等で表示いただく運用になるかと存じますが、ご意見を踏まえ、検討したいと思います。
13	5人目	市内宿泊事業者	その他：検討の経過、過程について	宿泊税という制度案は、誰が・どの立場で・どの課題認識から提示したのか。 制度案の起点としては、以下の可能性が考えられる。 ・市長による政策判断 ・行政内部（特定部署・職位）による提起 ・外部有識者やコンサルタント等からの提案 ・他自治体の事例や社会的動向を背景とした内部検討 いずれの場合であっても、誰が、どの立場で、どのような問題意識から宿泊税を制度案として提示したのかを整理することは、今後の検証や見直しを行う上でも不可欠である。	神宮式年遷宮を契機としたお木曳行事等の民俗伝統行事や遷宮関連諸行事による観光客の増加の好機を逃さず、持続可能な観光まちづくりを進めるためには新たな安定的な財源確保が必要であると従来から課題として認識しており、ふるさと納税の拡充や宿泊税の導入に関しても市議会からご指摘いただいております。市としては、他の先行自治体の事例等を研究する中、改めて令和6年5月22日の市長定例記者会見において市長より宿泊税の導入に向けて検討をすることを発表し、その後検討を進めてまいりました。また、検討の過程の時系列は別紙3にまとめておりますのでご参照ください。

		入力者種別	意見の種別	内容	回答
14	5人目	市内宿泊事業者	その他：検討の過程について	宿泊税は、複数の法定外目的税案の中から選択されたものか。宿泊税が、観光振興税、地域振興税、入域税、協力金方式など、複数の選択肢と並列に検討された上で選択されたのであれば、その比較検討の経緯を示す必要がある。一方、当初から宿泊税のみが検討対象であった場合には、なぜ他の選択肢は検討されなかったのか、その判断主体と理由を明らかにする必要がある。	令和6年度に開催した宿泊税検討委員会において宿泊税以外の財源についても比較検討いただいた経緯があります。検討委員会からの答申においても、安定的な観光振興のための独自の自主財源が必要であり、その手法として宿泊税の導入が妥当である旨の答申をいただいております。市としても「宿泊税」の導入を基本的な方針として示しております。比較検討時の資料については別紙2のとおりです。(1回、2回検討委員会の資料抜粋)。また、検討の過程の時系列は別紙3にまとめておりますのでご参照ください。
15	5人目	市内宿泊事業者	その他：意見交換会について	今回の意見交換会は、制度そのものを再検討する場か。今回案内されている意見交換会は、用途の検討や特別徴収事務の負担軽減を主目的としているとされている。一方で、宿泊税という制度選択そのものが、議論の対象に含まれるのか否かが明確にされていない。制度選択が議論対象に含まれない場合、その判断自体が重要な政策判断であり、誰が、いつ、どの会議体で決めたのかを整理する必要がある。	今後の観光振興のためにも宿泊税を導入することを市の基本的な考え方としております。宿泊税導入についての基本的な考え方については令和7年4月のパブリックコメント時に示しており、その後の宿泊事業者向けの説明会や市議会においても導入を前提とすることを説明してまいりました。検討の過程の時系列は別紙3にまとめておりますのでご参照ください。宿泊税導入が望ましいとの考えについては現在も変わりありません。
16	5人目	市内宿泊事業者	その他：意見交換会について	制度そのものを議論対象外とした場合、その理由は何か。制度選択を議論対象外とする理由が、「すでに検討済みである」という説明に留まる場合、その検討過程や前提条件が十分に共有されているかが問われる。	伊勢市宿泊税検討委員会での検討や答申をいただいた経緯も踏まえ、市としての宿泊税の導入についての基本的な考えを令和7年4月のパブリックコメント時に示しております。検討の過程の時系列は別紙3にまとめておりますのでご参照ください。また、パブリックコメント時の資料や説明会資料等も掲載しておりますのでご参照ください。 https://www.city.ise.mie.jp/kankou/keikaku/1017846/index.html
17	5人目	市内宿泊事業者	目的・用途に関する事	伊勢市が解決すべき課題は、どのように整理されているのか。観光客増加に伴う行政負担、インフラ維持、オーバーツーリズム、地域経済への影響など、複数の課題が指摘されている。これらの課題が整理され、優先順位付けが行われないうちは、税制度において目的と手段が乖離する。	新たな伊勢市観光振興基本計画においても伊勢市が抱える課題について整理を行っております。詳細は別紙4のとおりです。(基本計画のパブコメ資料抜粋)。
18	5人目	市内宿泊事業者	目的・用途に関する事	既存財源では、なぜ対応できないのか。法定外目的税は、一般財源では対応できない場合にのみ正当化される制度である。既存予算の見直しや事業の優先順位再整理を行った上で、なお不足する理由が示されているかが問われる。	観光を取り巻く状況や求められる施策は常に変化する中、本市においても毎年度、既存の観光事業の内容を見直し、取捨選択を行いながら観光施策を実施しております。伊勢市が今後も観光客に選ばれ続ける観光地であるためにも既存事業の見直しだけでなく、新たな観光事業の立ち上げや現在の事業の強化が必要であると考えています。生産年齢人口の減少や高齢化による社会保障関係経費の増加など、行政運営を取り巻く環境が厳しさを増す中、今後も持続可能な観光地であり続けるためにも宿泊客を増やし、観光による好循環を目指す必要があると考えています。
19	5人目	市内宿泊事業者	目的・用途に関する事	目的税として「宿泊税でなければならない理由」は何か。宿泊者のみを課税対象とする合理性については、観光客全体に占める宿泊者の割合、日帰り客や通過客との関係を踏まえた説明が必要である。	令和6年度に開催した宿泊税検討委員会において宿泊税以外の財源についても比較検討いただいた経緯があります。検討委員会からの答申においても、安定的な観光振興のための独自の自主財源が必要であり、その手法として宿泊税の導入が妥当である旨の答申をいただいております。市としても「宿泊税」の導入を基本的な方針として示しております。比較検討時の資料については別紙2のとおりです。(1回、2回検討委員会の資料抜粋)。また、検討の過程の時系列は別紙3にまとめておりますのでご参照ください。
20	5人目	市内宿泊事業者	その他：検討委員会について	検討委員会は、制度検討のどの段階で設置されたのか。検討委員会が白紙段階で設置されたのか、一定の方向性が定まった後で設置されたのかによって、委員会の役割と意味は大きく異なる。	宿泊税検討委員会は法定外目的税の導入検討を開始する段階で設置しております。
21	5人目	市内宿泊事業者	その他：検討委員会について	委員構成は、宿泊税を検討する体制として適切であったか。観光関係者、商工関係者、学識経験者が含まれている場合、それぞれに求められた専門性や役割が明確であったかが問われる。	伊勢市宿泊税検討委員会の構成は学識経験を有する者、観光又は商工の関係団体の代表者等を想定しており、検討委員の選出にあたっては学識経験者のほか、観光または商工団体の意見も伺いながら検討を進めたいと考え、市内の観光関係団体等に委員の推薦を依頼し、選出された方に就任いただいております。市としては適切であったと考えております。
22	5人目	市内宿泊事業者	その他：検討委員会について	委員は「誰の意見」を代表していたのか。団体の総意なのか、個人としての意見なのかについて、整理と確認が行われていたかが重要である。	検討委員の皆さまにはそれぞれの立場や専門性に基づいたご意見をいただいております。検討委員会では多様な視点で様々なご議論をいただいていることから、議論内容によっては事業者または個人意見として発言される場合もあったかと存じますが、検討委員の選出にあたっては学識経験者のほか、観光または商工団体の意見も伺いながら検討を進めたいと考え、市内の観光関係団体等に委員の推薦を依頼し、選出された方に就任いただいた経緯があります。そのため、委員としての意見は所属団体の総意まで求めて発言をいただくものではありませんが、各所属団体の代表としてご発言いただいたものと認識しております。
23	5人目	市内宿泊事業者	その他：検討の経過、過程について	答申は、政策決定を拘束するものか。答申は本来、議論を整理するための材料であり、最終的な政策判断を拘束するものではない。	お見込みのとおり、答申は市の政策決定を拘束するものではありません。
24	5人目	市内宿泊事業者	その他：検討の経過、過程について	反対意見や慎重意見は、どのように整理されたのか。「おおむね賛成」という表現の背後にある意見の幅や内容が、十分に共有されているかが問われる。	これまでいただきましたご意見等につきましては、内容を整理し、市議会等において報告を行っております。検討の過程の時系列は令和8年1月意見交換会資料の別紙3にまとめておりますのでご参照ください。また、パブリックコメント時の資料や説明会資料等も掲載しておりますのでご参照ください。 https://www.city.ise.mie.jp/kankou/keikaku/1017846/index.html
25	5人目	市内宿泊事業者	その他：検討の経過、過程について	現在の進め方は、合意形成として十分か。法定外目的税は、強制ではなく、納得によって成立すべき制度である。	説明会やセミナー等では市からの説明や情報提供を主な趣旨としており、参加者からは意見交換する場を求めるとご意見も多くあったことから意見交換会を開催してまいりました。今後も、これまでの説明会やセミナー等でも意見をいただいております金銭的負担、事務的負担に関するご意見も踏まえ、負担軽減策、免税点、用途等について内容を検討しており、改めて市の考え方をお示ししたいと思います。
26	5人目	市内宿泊事業者	その他：検討の経過、過程について	制度選択から改めて学習・検討する場を設ける考えはあるか。一度立ち止まり、制度選択から再検討することは、後退ではなく制度成熟のための過程である。	伊勢市としては今後の観光振興のためにも法定外目的税として宿泊税を導入することが妥当であると考えておりますが、意見交換の場で制度そのものに対する意見を制限する予定はございません。市としてはこれまでの説明会やセミナーでご意見をいただいております金銭的負担、事務的負担等に関するご意見も含め、負担軽減策、免税点、用途等について内容を検討しており、改めて市の考え方をお示ししたいと思います。

	入力者種別	意見の種別	内容	回答
27	6人目	市内宿泊事業者	<p>目的・使途に関すること</p> <p>・宿泊してくれる方に税をいただくのだから、ちゃんとその方々に還元されている実感のある使途であってほしい。</p> <p>例①フリーWi-Fiの拡充。店舗や施設頼みではなく、道路上や公園、広場、商店街等、人が集まるところ、逆に言うと集まって欲しいところにWi-Fiスポットを作る。</p> <p>例②歩道や広場の整備。バス停の整備。既に行っているところであろうけれども…。宿泊者が安心して伊勢を回れる空間を作る。</p> <p>宿泊税の使途については、先行の自治体が既に多くあるのだから、成功例も失敗例も研究し、伊勢に合ったものを取り入れてほしい。</p>	<p>これまでの説明会やセミナー等でも意見をいただいております金銭的負担、事務的負担に関するご意見も踏まえ、負担軽減策、免税点、使途等について内容を検討しており、改めて市の考え方をお示ししたいと思います。</p>
28	6人目	市内宿泊事業者	<p>特別徴収事務や負担軽減に関すること</p> <p>簡便な方法での徴収手続きであることを望みます。徴収の時期、回数(毎月納入なのか、年1なのか等)もご考慮ください。</p>	<p>徴収実務のイメージについては別紙5をご参照ください。</p>
29	7人目	市内宿泊事業者	<p>特別徴収事務や負担軽減に関すること</p> <p>1、負担軽減として、宿泊税システム整備補助金を支援策として考えられておりますが、どういったものが対象になるでしょうか。具体的にお聞きしたいです。 例えば下記の例では対象になる見込みでしょうか。 ・ホテルを無人運用している場合等で、現地での宿泊税徴収に必要な自動精算機や両替機の購入費用 ・チェックインに余計に時間がかかるようになるので、混雑を避けるためチェックイン可能窓口を増やすためのパソコン等の追加購入費用 ・宿泊税導入前に、宿泊税導入済エリアのチェーンホテルへシステム研修に行かせる際の移動費用 ・キャッシュレスのホテルで、宿泊税清算の為にだけ使う金庫の購入費用。両替の費用 その他、こういった場合は対象外になるという具体例があれば教えてください。</p> <p>2、システム整備補助金に関しては、宿泊税導入時に一度だけ補助する見込みでしょうか。機器の故障や、追加購入が必要になる場合もあるかと思えます。毎年一度申請を受け付ける、というような運用は考えておられますでしょうか。</p> <p>3、スキッパー（無銭宿泊者）が発生し、宿泊料金の全額、あるいは一部を踏み倒された場合、宿泊税の納入はどうなるでしょうか？ 無銭宿泊でも宿泊したのであればホテルが宿泊税を納入しなくてはいけないのでしょうか？</p>	<p>1 宿泊税システム整備費補助金（仮称）については、宿泊税の導入に伴って発生するレジシステムの改修や構築、ハードウェアやソフトウェアの購入、ホームページ改修等に係る費用などを想定しておりますが、基本的な考え方として、「徴収のために必須となる経費」が対象となるものと考えています。詳細な制度設計については今後検討いたしますが、他市事例等から、人件費や交通費、システム保守料やクラウドの使用料等のランニングコスト、リース・レンタル契約の使用料やランニングコスト、国等の補助対象となっている経費、消費税及び地方消費税相当分等については補助対象外となるものと想定されます。</p> <p>2 宿泊税システム整備費補助金（仮称）については、宿泊税の導入時に発生する経費負担を支援することを目的と考えております。導入以降も申請を受け付けるかどうかについては、今後検討してまいります。</p> <p>3 宿泊税は宿泊料金（宿泊の対価として支払うべき金額）を受けて行われる宿泊に対し課税されます。「宿泊料金を受けて行われる宿泊」かどうかは、宿泊料金がかからない無料サービス（添い寝、優待など）なのか、宿泊契約上有償の宿泊なのかによって区別されるものと考えます。よって、有償の宿泊である場合は、宿泊税の課税対象となります。宿泊税の課税対象となる宿泊があった場合で宿泊者が宿泊税を支払わなかった場合、地方税法の規定に基づき、特別徴収義務者である宿泊事業者が、市に宿泊税相当額を納入した上で、納税を拒否した宿泊者に求償することになります。なお、このようなことが生じないよう、市として宿泊者への周知・広報などに取り組む予定です。</p>
30	8人目	市内宿泊事業者	<p>特別徴収事務や負担軽減に関すること</p> <p>宿泊税の事務負担に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務処理の手数料 ・税理士さんに払う経費 ・新たにレジを導入した場合の手数料 ・各カード会社でのカード決済の際の手数料 ・新たに宿泊税を導入する為に生ずる人件費 ・事務処理にかかる手間 ・一過性だけでなく、これから先のまた物価高騰における現状の事務処理手数料 <p>等、第1回、第2回目の市側の宿泊税導入の説明内容より変わってきている世の中の流れや現状や伊勢の動き、と照らし合わせて、宿泊税の導入の内容も変えていかなければならない。そうでないと今の市側の提案は、宿泊事業者に対し、理不尽で不公平で、無理が多く、前回の「宿泊税のセミナー」のJTBの調査データでも示されていたとおり、高リスク低リターンで、また、宿泊事業者に何の得もないと言っていたように、導入を根本的に見直さなければならない。</p> <p>宿泊事業者に丸投げの状態で、市側の補助経費限度額より増加した負担金は、宿泊事業者で自腹で出すというのは考えられない。市側のお願いベースでの提案であるにもかかわらず、超過した負担金は宿泊事業者側というのは、行政の行った責任をなぜ民間が負わなければならないのか？</p> <p>「特別徴収事務報償金の補助手数料率はその時の状況で変わる」と記載があるので少なくとも事務手数料を0%にして、手数料は市側の負担でないと、どう見ても不公平で反発を招くだけである。 また「観光税」等の名前で、伊勢の観光に関わっている飲食店、観光事業者、観光施設、交通事業者、インフラ事業者からも徴収するべき。</p>	<p>宿泊税の導入にあたっては特別徴収義務者となる宿泊事業者の皆さまのご協力が必要不可欠であり、これまでの説明会やセミナー等でも意見をいただいております金銭的負担、事務的負担に関するご意見も踏まえ、負担軽減策、免税点、使途等について内容を検討しており、改めて市の考え方をお示ししたいと思います。 また「観光税」については、継続して新たな財源の確保の手法の一つとして研究を進めるべき内容ではあるかと思いますが、課税対象の特定を含む適切な制度設計、徴収方法の整理、合意形成などの課題が多いものと認識しております。</p>
31	8人目	市内宿泊事業者	<p>目的・使途に関すること</p> <p>他の都市や町で行っている宿泊税は、もっと大都市で、街に合った観光施設が多く、人の往来も多く、特に宿泊事業者への負担が少ない。だからこそ宿泊税の導入ができたのであって、伊勢市の現状は、宿泊事業者にあまりにも負担が大き過ぎる。伊勢は観光客は多くとも大都市ではなく、伊勢神宮の神道色が濃い町で、今は海のレジャーやアクティビティ体験型やリゾート地ではなく、伊勢神宮のお膝元という、日本人の心の故郷や、物事の始まりや、何か物事を始める際の出発の場所としての原点回帰を目的としている方が見える傾向にある。</p> <p>そういった中で、宿泊業者だけから宿泊税を徴収するのは負担が大き過ぎる。 お越しの方のデータが必要と説明があったが、いつ、どこで、どのような目的でデータがいるのか？</p>	<p>今後お木曳行事やお白石持ち行事等の民俗伝統行事や神宮式年遷宮関連諸行事を国内外の誘客の好機とし、今後の観光振興の方向性としては宿泊者数を伸ばし、宿泊割合を上げていくことにより観光消費額を拡大することが今後の伊勢市の観光における重要な課題の一つであると考えております。こういった課題解決に向けた施策を実施していくためにも法定外目的税の宿泊税を導入することが妥当であると考えております。 データについてはこれまで宿泊事業者の皆さまにご協力いただき宿泊者数を観光統計に掲載しておりますが、宿泊税を活用した施策の効果を把握するためにもより高精度のものにすることが必要であると考えております。</p>
32	9人目		<p>特別徴収事務や負担軽減に関すること</p> <p>先行自治体が作成しているよくある質問の内容を紹介して欲しい</p>	<p>別紙6をご参照ください。</p>

		入力者種別	意見の種別	内容	回答
33	10人目	市内宿泊事業者	目的・用途に関すること	今後、御遷宮に向かって宿泊客に限らず伊勢市を訪れる旅行者は増加の一途を辿るに違いありません。二見浦は伊勢神宮参拝の最初にお参りする禊の地として位置しています。メディアの影響もあり、その存在感は世の中に前回の御遷宮の時より相当大きくなっています。ただ、車利用で二見浦にお越しになるお客様にとっては二見興玉神社前のその混雑の様子はどうか映っているでしょうか。年末年始、連休や特日には市から警備員の配置も行われていますが地元の見解を吸い上げていただける機会がないのは残念です。このエリアの混雑状態を無策で今回の遷宮に突き進んで行くのは、二見浦の印象をより悪いものにしてしまいます。根本的に改善されるような施策を要望します。	宿泊税の導入に限らず観光地で働く方、生活する方のご意見は今後遷宮に向けて受入環境を整備する上で重要なものであると考えております。ご指摘いただいております二見浦の混雑についても引き続きご意見いただきたく存じます。
34	10人目	市内宿泊事業者	特別徴収事務や負担軽減に関すること	お客様に拒否されたり、混雑に紛れ徴収し損なったり、計算ミスがあった時は特別徴収義務者の我々が負担するのですか。ある程度のグレーゾーンを認めてほしい。	特別徴収義務者である宿泊事業者が、市に宿泊税相当額を納入いただき、宿泊者に求償いただくこととなります。計算ミス等、軽微なミスについては、その都度ご相談いただいたうえで修正をお願いする等、ケースに応じて対応を検討させていただきたいと存じます。
35	10人目	市内宿泊事業者	その他	課税対象となるのは宿泊単体ですか？朝食や夕食は除外対象ですか。消費税にも課税されますか？単に1人に対していくらか課税ということですか。将来定率には永久にならないと言う理解でいます。犬には課税しないのですか	宿泊税は「宿泊料金を受けて行われる宿泊」（課税対象）に対し「宿泊者」に課税されます。「宿泊料金」とは食事代、遊興費、消費税等を除いたもの（いわゆる「素泊まり料金」）をいいます。税率については、1人1泊あたり200円という一律定額制の案を市としてこれまでお示ししていますが、低廉な価格帯の宿泊に対する負担を考慮して免税点の導入も検討しております。また、宿泊税が導入された場合も、数年ごとに制度の見直しを実施する予定です。先行自治体の例からも、ペットは「宿泊者」に該当しないため課税対象とはならないと考えます。
36	10人目	市内宿泊事業者	目的・用途に関すること	目的税としての宿泊税の用途、予算の事業内容を先に特別徴収義務者に開示すべき。真に理解される予算になるために、この予算が通れば状況がこのように変わり、このような結果を出せると伊勢市長が自信をもって言えるだけの事業内容にすれば納得が得られる。名前だけの宿泊税なら止めたほうがよい。	市が事業を予算化する際には市議会での議決を得る必要があることに加えて、観光を取り巻く状況や求められる施策は常に変化するため、活用する事業は毎年度検討し、決定する必要があると考えております。これまでの説明会やセミナー等でも意見をいただいております金銭的負担、事務的負担に関するご意見も踏まえ、負担軽減策、免税点、用途等について内容を検討しており、改めて市の考え方をお示ししたいと思います。
37	11人目	市内宿泊事業者	その他：説明会の申し込み方法について	説明会の参加申し込みの方法が、案内文書にはQRコードを読み込む方法しか記載されていないのは何故ですか？ 新たな申し込み方法を設定したこと自体は良いことですが、特に高齢の方には多いと思われるデジタル機器が苦手な方が、出席しにくいように仕組みられているように見受けられます。過去の説明会でパソコンやネットワークを利用しての報告業務のハードルの高さを訴えていた方もおられましたから、QRコードによる参加申し込みが困難な方もみえるということは予想できた筈です。市のHPにはFAXによる方法（用紙のダウンロード）が記載されていましたが、これもパソコン等の操作に慣れた方であることが前提で、所謂デジタル弱者を排除しようとする意図が見え隠れしています。せめて文章の末尾にでも「QRコードが使用できない場合は下記へご連絡ください」の一文を入れるべきでしょう。質問を一つに絞ります。今まで同封されていたFAXによる申込書を廃止した意図は何ですか？ 「配慮が足らず申し訳ございません」とか「以後気を付けます」といった謝罪や釈明は一切要りませんので、FAXによる申込書を廃止した理由を明確にお答え下さい。	会議や研修会、これまでの宿泊税に関する説明会等でも二次元コードからの参加申込が多いことやオンラインフォームからの手続きが一般的になっていることもあり説明会の通知には二次元コードのみの記載とさせていただきます。
38	11人目	市内宿泊事業者	その他：市議会への条例案提出について	市議会への条例案提出について、いつ頃を想定していますか？	宿泊事業者等との意見交換や市議会への報告の状況によって適切な時期を検討したいと考えております。
39	12人目	その他	特別徴収事務や負担軽減に関すること	2025年12月11日開催の「宿泊税に関するセミナー」で講師が課税の公平性について触れ、観光業者の中でも課税の対象としない「フリーライダー」の存在を挙げ、このような課税は好ましくない旨を話した。配られた資料には、フリーライダーの例として観光協会の中で課税対象にならないメンバー（事業者）の存在があった。	セミナーではフリーライダーを説明する一例として、観光協会の会員のみ課税するような仕組みを設けた場合、会員以外がフリーライダーになるという事例について説明がありました。
40	12人目	その他	特別徴収事務や負担軽減に関すること	伊勢市を訪れる観光客は、鳥羽志摩方面で宿泊する客や日帰り客が多く、近年宿泊客が増えてきたとはいえ、その比重は小さい。そのような中で、宿泊客だけを対象に課税し、その徴収義務を宿泊業者に押しつけるのは公平性を損なうものである。この公平性を欠くという指摘に対し、市当局は駐車場利用客を把握するのは難しい、地元市民の駐車場利用と区分できないなどと言い、公平性を欠かないという証明を抜きにして、宿泊客対象の課税方法にしがみついて押し付けている。宿泊税は公平性を担保した課税ではないのである。観光目的税が必要だと言うなら、公平性を担保した課税方法を示すべきである。あるいは市は宿泊税課税の公平性を具体的に証明すべきである。	伊勢市としては今後の観光振興のためにも法定外目的税として宿泊税を導入することが妥当であると考えております。宿泊者を課税客体とする宿泊税は対象者の特定が可能であることや一定の担税力があり、税収が見込めること、徴税システムを構築することで徴収する仕組みが現実的であることが特徴として挙げられます。今後の観光振興の方向性としては宿泊者数を伸ばし、宿泊割合を上げていくことは今後の伊勢市の観光における重要な課題の一つであると考えております。こういった課題解決に向けた施策を実施していくためにも施策の受益者となる宿泊者を対象とした法定外目的税の宿泊税を導入することが妥当であると考えております。
41	12人目	その他	特別徴収事務や負担軽減に関すること	今回1月20日の「意見交換会」は全宿泊事業者対象の集会として4月、6月、12月に続き4回目である。過去3回の集会で宿泊税導入を可とする合意が出来た訳でもないのに、今回の意見交換会は「宿泊税導入に向けた」と銘打ち、意見の種別を用途と業者の負担軽減だけに限定して誘導しようとしているのではないだろうか。当初の4月時点の内容を改善した提案を出すのでもなく、もうすでに業者として合意できない内容なのに、なおも、宿泊税ありきで、当初内容をあくまでも押しつけようとするのは、まったく理解できない。ごく一端をあげると事業者への還元金（特別報償金）は、客1人1泊たったの6円（5年経過後は5円）では宿泊事業者泣かせの税制ではないか。当初の案に固執するつもりか、市の考えを伺いたい。すでに3回も全事業者対象の集会を行い合意に至らなかったのだから、鈴木市長自ら出席し、事業者の意見要望を聞き判断すべきではないか。	伊勢市としては今後の観光振興のためにも法定外目的税として宿泊税を導入することが妥当であると考えております。しかしながら、円滑に宿泊税を導入するためにもこれまでの説明会やセミナーでも意見のあった特別徴収義務者の手数料負担や事務負担、具体的な用途の検討についての課題解決が重要であると考えております。これまでの説明会やセミナー等でも意見をいただいております金銭的負担、事務的負担に関するご意見も踏まえ、負担軽減策、免税点、用途等について内容を検討しており、改めて市の考え方をお示ししたいと思います。

		入力者種別	意見の種別	内容	回答
42	13人目	市内宿泊事業者	目的・用途に関する事	① 2024年4月にあった説明会の時（市長記者発表前）に説明していた用途が、説明会ごとに用途が変わっている点（パークアンドバスライドで赤字が出ていて、それらにしたいなど言っていたが、特別会計から出ている事すら言われなかった。）	観光に関する課題の事例としての発言であったと思います。これまでの説明会やセミナー等でも意見をいただいております金銭的負担、事務的負担に関するご意見も踏まえ、負担軽減策、免税点、用途等について内容を検討しており、改めて市の考え方を示したいと思います。
43	13人目	市内宿泊事業者	目的・用途に関する事	② 観光にのみ使用出来る点は理解できるが、現状の市が行っている観光事業についても、評価・検証がされていない点も問題だと思う。（市民から見ても、税金の無駄使いだと思われる点がない点）	各事業等の予算、決算等の状況につきましては、予算書や決算書、またそれに付随する「主要な施策の成果説明書」等の資料のほか、より包括的な単位（「観光」「農林水産」といった分野）での評価資料など、ホームページや広報紙等により、情報の公開・発信を行っているところであり、これらの資料等により、市議会におきましてもご審議等いただいているところです。
44	13人目	市内宿泊事業者	目的・用途に関する事	③ 新聞の記事で見せて頂きました。政教分離の件が載っていたが、かぐらサロンに、企画を委託していた件だが、1245万円余りを、補助金も活用して行ったとあったが、参加者が19人だったとあった件について、あまりにも費用がかかりすぎではないかと思う。1人あたり65万円以上かかっている計算になる。参加者想定なども教えて頂きたい。参加料は同じぐらい徴収していたのかも教えて頂きたい。後で良いので内訳も教えてもらいたい。仮に安い金額しか徴収していないのなら、市民の税金が使われている事を考えて頂きたい。そのような無駄使いを無くして頂きたい。市民感情として到底理解を得られない。仮に補助金を使ったとしても、補助金は税金から出ているので無駄使いはしないで頂きたい。	ご指摘の事業については国の補助金を活用し、今後も継続して販売をしていくガイドを活用した旅行商品を造成することを目的に実施しました。旅行商品の造成の過程で改善点を見出すためにモニターツアーとして実施しており、参加料は徴収しておりません。
45	13人目	市内宿泊事業者	目的・用途に関する事	④ 他の事業でも、人のお金（税金）だと思い、湯水のように使わないで頂きたい。民間事業者のように、費用対効果・損益分岐点・必要性も考えて事業を行って頂きたい。行政側も、自分のお金だと考えて事業したら、やらない事案も出てくると思う	各事業を進めるうえでの手法・体制の最適化等に係る指針として「伊勢市行財政改革指針」を定めており、それに基づき、各事業の見直し等を行っているところであり、これに基づく取り組み状況について、毎年度、進捗状況等を整理し、市議会に報告するとともに、ホームページにて公表しております。
46	13人目	市内宿泊事業者	特別徴収事務や負担軽減に関する事	① そもそも、宿泊税を導入する事自体、宿泊事業者にとっては、経済的負担・肉体的負担・精神的負担があることを、行政側は理解をしているのか？	これまでの説明会やセミナー等でも意見をいただいております金銭的負担、事務的負担に関するご意見も踏まえ、負担軽減策、免税点、用途等について内容を検討しており、改めて市の考え方を示したいと思います。
47	13人目	市内宿泊事業者	特別徴収事務や負担軽減に関する事	② 経済的負担について、当方は大手のダイナミックプライシングシステムを利用している為、システム変更費用で軽く1億円以上の費用がかかってくる為、不可能との回答があったが、これらの費用は全額負担して頂けるのか？負担して頂けない場合は、宿泊税の為に、事業者が負担する事自体が民業圧迫になると思う。	宿泊税の導入経費については、先行自治体の事例や宿泊事業者へのアンケート結果も参考に、宿泊税システム整備費補助金（仮称）として一定額を支援する予定です。上限額を設けず全額を負担することは現在のところ想定しておりませんが、今回いただいたご意見も参考にしながら、補助金制度については改めて市の考え方を示したいと思います。
48	13人目	市内宿泊事業者	特別徴収事務や負担軽減に関する事	③ 政府がキャッシュレス化を進めており、全国平均で現在でも40%以上超えており、数年以内に80%以上に引き上げを推進している。これらの状態で、宿泊税を現金のみで回収するのは、現実的に不可能になってくる。その為、事前カード決済で処理をしようとする手数料だけで200円に対して30円～40円ほどかかってくる。特別報奨金の5円（2.5%）では、事業者は赤字になってしまう。宿泊税を徴収する業務を、伊勢市側に代わってするだけで赤字が発生しているのは、市長や観光課が言っている持続可能な観光になっていかない。事業者が負担を負って成り立つ宿泊税では、行政による民業圧迫だ。これらには、事業者の人件費は含まれていない。	これまでの説明会やセミナー等でも意見をいただいております金銭的負担、事務的負担に関するご意見も踏まえ、負担軽減策、免税点、用途等について内容を検討しており、改めて市の考え方を示したいと思います。
49	13人目	市内宿泊事業者	特別徴収事務や負担軽減に関する事	④ 肉体的負担についてはどの様に考えているのか？ お客様への説明や、徴収業務、領収書の発行に対する人件費も事業者が負担するのか？	特別徴収に係る諸経費につきましては原則として事業者様にご負担いただくこととなります。 これまでの説明会やセミナー等でも意見をいただいております金銭的負担、事務的負担に関するご意見も踏まえ、負担軽減策、免税点、用途等について内容を検討しており、改めて市の考え方を示したいと思います。
50	13人目	市内宿泊事業者	特別徴収事務や負担軽減に関する事	⑤ 精神的負担についてはどの様に考えているのか？ お客様が納得しない場合のクレーム対応や、支払っていただけない場合は、事業者が負担する事になっている点や、罰則が設けられている点	宿泊者が宿泊税を支払わなかった場合、地方税法の規定に基づき、特別徴収義務者である宿泊事業者が、市に宿泊税相当額を納入した上で、納税を拒否した宿泊者に求償することになります。法令上の罰則規定は、あくまで「悪質な隠蔽や意図的な脱税」を対象としたものであり、事務的なミスや、制度の不慣れによる不備に対して、直ちに罰則を適用するような意図はございません。適正に申告いただく事業者を守るためのものであるとご理解ください。また、このようなことが生じないよう、市として宿泊者への周知・広報などに取り組む予定です。
51	13人目	市内宿泊事業者	特別徴収事務や負担軽減に関する事	⑥ 議会で東課長が説明していた、金額は約1.7億円に対して、約500万円ほどの経費（特別報奨金2.5～3%）が掛かってくると言っていたが、それらの経費には、宿泊事業者の持ち出し費用（手数料赤字分や対応する人件費など）は含まれていない時点で、事業者の事を何も考えていないと思われる仕方がない。このような事も考えず、特別徴収事務の負担軽減と言っていること自体が問題だと思う。	これまでの説明会やセミナー等でも意見をいただいております金銭的負担、事務的負担に関するご意見も踏まえ、負担軽減策、免税点、用途等について内容を検討しており、改めて市の考え方を示したいと思います。
52	13人目	市内宿泊事業者	特別徴収事務や負担軽減に関する事	⑦ 仮に宿泊税を導入する場合でも徴収料金も現状の200円なら1.7億円ほどの収入になるが、必要経費などを含めると、現実問題、何も残らない。人件費などを含めれば赤字になってしまう。宿泊税も200円と決めつけるのではなく、損益分岐点を見極め、〇〇円までは免税にして、一定の収益が出る金額を出して、その金額を、宿泊税とすれば良いと思う。	これまでの説明会やセミナー等でも意見をいただいております金銭的負担、事務的負担に関するご意見も踏まえ、負担軽減策、免税点、用途等について内容を検討しており、改めて市の考え方を示したいと思います。
53	13人目	市内宿泊事業者	特別徴収事務や負担軽減に関する事	⑧ 宿泊税を早く進めたいのなら、必要経費分を、これから先、助成金などで出せるように、宿泊税の話をする時に、議会で承認をもらってから同時進行で始めれば良いと思う	これまでの説明会やセミナー等でも意見をいただいております金銭的負担、事務的負担に関するご意見も踏まえ、負担軽減策、免税点、用途等について内容を検討しており、改めて市の考え方を示したいと思います。